

千葉市市制 100 周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ並びに
100 周年の冠使用に関する要綱 (案)

(目的)

第 1 条 この要綱は、千葉市市制 100 周年又は千葉市市制 100 周年記念事業（以下「記念事業等」という。）の効果的な PR を図るため、千葉市市制 100 周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ並びに 100 周年の冠（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第 2 条 ロゴマーク等の使用期間は、令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。ただし、ロゴマーク等を使用する事業の準備、周知等のため必要があると認められるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第 3 条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ千葉市市制 100 周年記念協議会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 協議会又は協議会の会員が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
- (3) その他会長が承認を要しないと認めた場合

(承認の申請)

第 4 条 前条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、千葉市市制 100 周年記念事業ロゴマーク等承認申請書（別紙様式）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ会長へ提出しなければならない。

- (1) 企画書等ロゴマーク等の使用内容が分かるもの
- (2) 使用の見本又は広告の原稿等
- (3) その他会長が必要と認める書類

2 前項の規定は、次条に規定する承認を受けた後に、ロゴマーク等を使用する内容を変更する場合について準用する。

(承認の要件)

第 5 条 会長は、申請書の内容が次の各号に該当すると認める場合は、その使用を承認するものとする。

- (1) 千葉市市制 100 周年の趣旨に沿うもの又は記念事業等の PR に有効であると認められること。
- (2) 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法令若しくは条例又は協議会の規約に違反し、又は違反するおそれがある者

イ 市民税その他の公共料金を滞納している者

ウ 千葉市暴力団排除条例（平成 24 年千葉市条例第 36 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行う者

(3) ロゴマーク等を使用する内容が、次のいずれにも該当すること。

ア 市又は協議会が、特定の個人や事業者、団体、政党又は宗教団体を支援し、又は公認したと誤認するような印象を与えない、又は与えるおそれがないこと。

イ 自己の商標又は意匠として独占的に使用しない、又は使用するおそれがないこと。

ウ 千葉市又は協議会の信用又は品位を傷つけない、又は傷つけるおそれがないこと。

エ 公序良俗に反しない、又は反するおそれがないこと。

(承認の通知)

第6条 会長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査して結果を申込者に通知するものとし、ロゴマーク等の使用を承認しない場合は、合わせてその理由も通知するものとする。この場合において、会長は、必要な条件を付することができる。

(使用方法)

第7条 前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別に会長が定める「ロゴマーク等使用の手引き」に従ってロゴマーク等を使用しなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用に対する料金は、無料とする。

(承認の取消し等)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消し、使用者に対し、ロゴマーク等の使用中止、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。

(1) 使用者がこの要綱に定める事項に違反した場合

(2) 使用者が承認に付した条件に違反した場合

(3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) その他会長が適当でないと認めた場合

2 会長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(承認を受けないで使用した場合の措置)

第10条 会長は、ロゴマーク等の承認を受けないで使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(責任の制限)

第11条 第5条の規定に基づきロゴマーク等の使用を承認した場合又は、前2条の規定によりロゴマーク等の承認を取り消し、若しくは使用の停止を求めた場合において、その相手又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から実施する。